

吹田市介護老人保健施設の譲渡に係る基本協定書（案）

吹田市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、吹田市介護老人保健施設の譲渡後の運営について、次のとおり協定書を取り交わすものとする。ただし、当該施設の譲渡については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により吹田市議会の議決を必要とする部分が含まれるため、議会の議決前は仮協定とし、議会の承認議決を受けたときはこれを本協定書とみなす。なお、議会の承認議決が得られないときは、この仮協定は無効となり、甲は損害賠償の責は負わないものとする。

（目的）

第 1 条 この協定書は、吹田市立の介護老人保健施設の事業譲渡に係る譲渡先法人募集要項及び添付資料（以下「募集要項」という。）に示す事項について、甲と乙双方が遵守すべき事項を明確にし、円滑な施設の運営を図ること目的とする。

（遵守事項）

第 2 条 乙は、吹田市介護老人保健施設の譲渡後の運営にあたり、募集要項及び当該施設の民間譲渡の申込みをした際に提出した書類に記載した提案内容を遵守し、積極的に運営内容の向上に努めるものとする。

（遵守事項の履行の確認）

第 3 条 甲は、前条の遵守事項が確実に行われているかについて確認を行い、乙はこれに協力するものとする。

（譲渡する土地・建物・備品）

第 4 条 土地・建物の譲渡については募集要項（別紙 5）に定める「公有財産売買契約書」を締結しなければならない。

2 甲は、引き渡し時点で施設に有する甲の所有する全ての備品について、現状有姿で漏れ無く乙に無償で譲渡し、引き継ぐものとする。

3 乙は、前項で規定する備品のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過していない備品について、耐用年数の経過前に処分する場合は、事前に甲に報告しなければならない。

（指定用途等）

第 5 条 乙は、譲渡する土地・建物・備品等を募集要項（別紙 3）に定める「吹田市介護老人保健施設の譲渡に係る諸条件」、本協定書第 4 条第 1 項に規定する「公有財産売買契約書」に規定する内容に従って使用しなければならない、甲の承諾を得ないでその用途を変更してはならない。

(適切な維持管理)

第6条 乙は、施設利用者や職員の労働環境の維持改善のため、土地、建物及び建物に附属する工作物、外構等の維持管理を適切に行うものとする。

(信義誠実の原則)

第7条 甲及び乙は、本協定書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

(協定書の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この協定書を解除することができるものとする。

(1) 乙が、解散命令を受けたとき等、何らかの理由で事業の継続ができなくなった場合

(2) 乙が、関係法令、条例、規則又はこの協定書の条項に違反し、是正又は改善の見込みがない場合

2 前項の規定によりこの協定書を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責を負わない。

3 甲又は乙の一方から、この協定書の解除の申し出があり、双方が合意した場合は、この協定書を解除することができるものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため本書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名 称 吹田市

代表者 吹田市長 後藤 圭二 印

乙 住 所 △△△△△△△△△△△△△

名 称 △△△△△△

代表者 理事長 △△ △△ 印